

スポーツ活動実施に向けた 感染拡大防止ガイドライン

第1版（2020年6月1日作成）

第2版（2021年9月1日改訂）

第3版（2022年8月1日改訂）

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会

はじめに

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう状況が続いています。最近のニュースでは世界の中でも日本国内の感染者数が多いことが伝えられています。静岡県でもオミクロン株等感染力の強い変異種が拡大している状況が続いています。

新型コロナウイルスと共に生きていく今の状況はしばらくの間継続すると考えられます。

そのような状況下、政府は社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する方針を示しています。

本協会ではスポーツ活動の実施に向け、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室・令和4年5月23日更新）、静岡県実施方針（令和4年5月25日更新）、「大規模イベントに係る県の対応方針」（令和4年5月27日更新）、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会・令和3年11月5日改定）等を基に昨年度改訂した『スポーツ活動実施に向けた感染拡大防止ガイドライン』を新たに改訂しました。

社会経済活動は維持されますが、感染や新規感染者数は大きく変わっている状況にはありません。

新型コロナウイルスは飛沫感染、接触感染し、発症前の人からの感染も報告されており、誰もが自分が感染しているつもりで行動することが感染拡大予防につながると言われています。感染すると重症化する可能性がある人達の存在を忘れず、「うつさない うつらない」ことに留意し生活することが重要だと伝えられています。

日常的に「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」の回避や、オミクロン株等強い感染力を持つ変異種の拡大を踏まえ、たとえ「一つの密」であっても回避する。「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する行動をとることが依然必要です。

本ガイドラインや県のチェックシート及び各競技団体、開催市町、使用施設等のガイドラインに基づき、安全・安心なスポーツ活動の実施に取り組みましょう。

目 次

1	日常の感染予防対策	1
2	スポーツ活動の実施に当たっての基本的考え方について（実施のための共通事項）	2
3	屋内での活動	4
4	屋外での活動	5
5	当協会が主催（実施）する事業	6

1 日常の感染予防対策

新型コロナウイルス感染のリスクは常にあることから、一人ひとりが基本的な感染予防対策を継続し、油断することなく日々を過ごすよう心がける。

(1) 人と人の距離の確保

人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける。

(2) マスクの着用を含む咳エチケットの徹底

外出時、屋内で会話する時は症状がなくてもマスクを着用する。

(3) 手洗いなどの手指消毒

外出先からの帰宅時や食事の前などにこまめに石けんで手を洗ったり、アルコール消毒液などで消毒したりする。

(4) 体調管理

体温測定、健康チェックを行い、発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する。

(5) 感染リスクから遠ざかる

感染リスクが高まる「三つの密」（密集、密接、密閉）の状況に行かない、作らないようにする。強い感染力を持つ変異種の拡大を踏まえ、たとえ「一つの密」であっても回避する。

2 スポーツ活動の実施に当たっての基本的考え方について (実施のための共通事項)

静岡県実施方針等、静岡県が示す方針を基本に、本ガイドラインを参照の上、各競技団体、開催市町、使用施設等のガイドラインに従い、各場面において開催の可否を御判断ください。

本ガイドラインは、各活動の実施に携わる主催者、指導者及びスポーツ活動を行う当事者、並びに付添者、見学者、ボランティア等を含む全員（以下、「参加者全員」）を対象とした指針です。

(1) 実施体制（全般的な事項）

- ・会場との打ち合わせ時に感染防止策のチェックを行う。
- ・当日、会場にいる関係者の中から、感染対策責任者を決める。
- ・会場内に各種、注意喚起のための掲示等を行い、参加者全員に周知する。
- ・参加者全員の健康チェックを行う。
- ・感染発生時に、確認できるよう参加者等の住所・氏名等を把握し保管する。
- ・取得した個人情報の取扱には十分注意する。
- ・障害等、参加者の特性にも配慮する。

(2) 密集対策

- ・募集方法の工夫、参加人数を制限、時間短縮等必要に応じて行う。
- ・受付等、密集する可能性がある場所には、間隔をあけて並べるよう目印等をつける。

(3) 密接対策

- ・必要以上に対面する場面をつくらない。（ミーティング、立ち話など）
- ・常時、近距離での対面や密着した状態で行う活動は当面の間、自粛する。
- ・握手やハイタッチ等の身体接触は行わない。

(4) 密閉対策

- ・風通しのよい環境をつくる。（扉や複数の窓を常時開放、換気扇の常時稼働、エアコン使用中の窓開け、天井の高い体育館の窓開けなど）

(5) 衛生管理

- ・マスクの着用を徹底する。運動中のマスク着用は原則本人の判断とする。
マスク着用時は酸欠や熱中症予防に留意する。
マスクをしていない時には会話は控える。

- ・活動前後の手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・タオル等は自分のものを使う。
- ・水分補給のためのボトルや水筒は、共有しない。
- ・飲食は決められた場所で、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控える。
- ・競技用具の共用利用は、できる限り避ける。
- ・使用した用具、物品（特に共用物）は必ず清掃・消毒を行う。各用具に適した消毒液を使用する。
- ・ごみの持ち帰りを徹底する。
- ・ごみを回収する必要がある場合は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗い、手指消毒する。

(6) その他（体調管理等）

- ・開催時に、参加者全員の検温等を行う。
- ・以下の症状が見られた場合は、参加を見合わせていただく（見学不可）。
 37度5分（目安）以上の熱がある。
 体調に不安がある（だるい、咳、のどの痛み、軽い風邪症状等）
 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいるなど、新型コロナウイルス感染の可能性が懸念される場合
- ・活動中、少しでも体調が悪く感じたら主催者に報告し、活動を中止する。
- ・県外からの参加については、静岡県が発表する「県境・国境をまたぐ移動に関する行動制限」に従う。

※上記の各対策は、大会等大規模なものから少人数の教室等まで、実施規模を問わず同様に行い、体制が整わない場合は、活動を中止又は延期する。

3 屋内での活動

「2 スポーツ活動実施に向けた基本的な考え方（共通事項）」に示すほか、以下の対策が講じられない場合は、開催を中止又は延期する。

(1) 参加人数

- ・1回あたりの人数（参加者全員）は収容定員までとする。

(2) 実施内容

- ・参加者の間隔を2m（最低1m）離す。活動中はできるだけ距離が保てるよう配慮する。
- ・グループ討議やワークショップ形式の講座の開催は控える。
- ・声を出しての応援は控える。

(3) 施設設備及び配置

- ・選手席・応援席等座席の間隔をあける。
- ・窓開け等常時換気対応をとる。特に休憩時間等においては一定時間窓を全面開放するなど換気に努める。
- ・できる限り、入口と出口を別にする。

4 屋外での活動

「2 スポーツ活動実施に向けた基本的な考え方（共通事項）」に示すほか、以下の対策が講じられない場合は、開催を中止又は延期する。

(1) 参加人数

- ・1回あたりの人数（参加者全員）は収容定員までとする。

(2) 実施内容

- ・参加者の間隔を2m（最低1m）離す。活動中はできるだけ距離が保てるよう配慮する。
- ・密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は原則控える。
- ・声を出しての応援は控える。

(3) 実施体制

- ・選手席・応援席等座席の間隔をあける。
- ・参加者が多いことが予想される場合には、誘導係の増員や時間差入退場など工夫する。

5 当協会が主催（実施）する事業

当協会が実施する事業についても、原則、上記2～4に示すとおりとする。

用具の貸出し及びスポーツ教室開催事業・競技力育成強化事業（委託）については、以下のとおりとする。

○ 用具の貸出し

共用する用具には感染リスクがあることをふまえ、感染拡大予防のための条件（適した消毒液が準備できる、使用する度に消毒する、活動前後の手洗いを徹底する）を満たす場合には所定の手続きをもって貸出しを行う。

○ スポーツ教室開催事業・競技力育成強化事業（委託）

各中央競技団体のガイドライン等にそって実施する。

但し、各対策が講じられない場合は、体制が整うまで実施を控える。

以下の事業については別途、各参加者の障害特性や実施方法などを踏まえ、ガイドライン等作成する。

- みんなでスポーツ教室開催事業
- 巡回指導事業
- 地域障害者スポーツ推進事業
- 初級障がい者スポーツ指導員養成事業
- スキルアップ講習会開催事業
- 静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」開催事業

【引用・参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和3年8月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・「静岡県実施方針」 令和4年5月25日更新
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針」令和3年8月18日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・「静岡県イベント開催における感染防止方針」（令和3年7月26日版）
静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）
県有施設（屋内スポーツ施設等）における感染防止対策（チェックリスト）
- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 令和3年11月5日改定
公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会
- ・「大規模イベントに係る県の対応方針」 令和4年5月27日更新
- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）令和4年5月23日更新